

訪問介護事業所

介護予防・日常生活支援事業 (総合事業)に係る事業者説明会

平成29年12月21日
福祉部長寿福祉課

本日の説明内容

- 1 サービスの内容・基準等
- 2 サービス単価等
- 3 事業者指定等

1 サービスの内容・基準等

訪問型サービスの基準等

サービス種別	基準型訪問サービス	基準緩和型訪問サービス
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	訪問介護員及び緩和した担い手による生活援助
対象者とサービス提供の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ①身体介護が必要な者 ②退院直後等で状態が変化しやすく、観察や状態に応じた支援が必要な者 ③心疾患や呼吸器疾患、進行性疾患(神経難病等)等により日常生活に支障がある者 ④認知機能の低下が見込まれ、日常生活に支障を生じる可能性がある者 など 	<ul style="list-style-type: none"> ①身体介護が不要な者 ②家事等の生活支援が必要な者 など
<div style="background-color: #4a86e8; color: white; padding: 5px; display: inline-block;">別紙 基準緩和型訪問サービス算定チェックシートを参照</div>		
対象者	要支援1・2 チェックリスト該当者	
利用者負担額	原則 1割 一定以上所得者 2割	
介護予防ケアマネジメント	必要	

1 サービスの内容・基準等

訪問型サービスの基準等

サービス種別	基準型訪問型サービス	基準緩和型訪問型サービス
実施方法	事業者指定	
人員基準	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者※1 常勤・専従1以上 ・訪問介護員等 常勤換算2.5以上 ・サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上※2 <p>【資格要件： 介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者】</p> <p>※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。 ※2 一部非常勤職員も可能。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者※ 専従1以上 ・従事者 必要数 <p>【資格要件： 介護福祉士・介護職員初任者研修等修了者又は緩和した基準による担い手研修受講者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問事業責任者(仮称) 従事者のうち必要数 <p>【資格要件:従事者に同じ】</p> <p>※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</p>
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ・必要な設備・備品 	
運営基準	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密保持等 事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等 <p>(現行の基準と同様)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、個別サービス計画の作成 ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・従事者又は従事者であった者の秘密保持 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供

1 サービスの内容・基準等

訪問型サービスと訪問介護を一体的に実施する場合の介護給付の基準

サービス種別		基準型訪問サービス	基準緩和型訪問サービス
実施方法		事業者指定	
一体的に実施する場合の介護給付の基準	人員	<p>○要支援者と要介護者を合わせた数で介護給付の基準を満たす</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理者※1 常勤・専従1以上 ・訪問介護員等 常勤換算2.5以上 <p>【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1以上※2 <p>【資格要件:介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者】</p> <p>※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。</p> <p>※2 一部非常勤職員も可能。</p> <p>【例】利用者が要介護者40人、要支援者80人の場合 訪問介護員等 常勤換算2.5人以上 サービス提供責任者 3人以上</p>	<p>○訪問介護員等は要支援者と要介護者を合わせた数。サービス提供責任者は要介護者数で介護給付の基準を満たし、要支援者には必要数(下線部分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理者※1 常勤・専従1以上 ・訪問介護員等 常勤換算2.5以上 <p>【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1以上※2、※3 <p>【資格要件:介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者】</p> <p>※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。</p> <p>※2 一部非常勤職員も可能。</p> <p>※3 要介護者の処遇に影響がないよう配慮。</p> <p>【例】利用者が要介護者40人、要支援者80人の場合 訪問介護員等 常勤換算2.5人以上 サービス提供責任者 1人以上 + 必要数(市町村の判断)</p>
	設備	・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画・必要な設備・備品	
	運営	・個別サービス計画の作成・運営規程等の説明・同意・提供拒否の禁止 ・衛生管理等・秘密保持等・事故発生時の対応・廃止・休止の届出と便宜の提供等	

1 サービスの内容・基準等

訪問型サービスと訪問介護を一体的に実施する場合の人員配置の考え方

1. 訪問介護・基準型訪問サービス・基準緩和型訪問サービスを一体的に行う場合

- それぞれの基準を満たすように配置するか、訪問介護・介護予防訪問サービスの基準で配置する。
- 訪問介護の基準を満たせば緩和型基準を満たしたものとみなす。

2. 1で訪問介護の基準で配置する場合、訪問介護員等は常勤換算方法で2.5以上配置することとなるが、この場合、基準緩和型訪問サービスを担当する従事者で、南あわじ市が行う一定の研修受講者を配置する際は、「常勤換算2.5」とは別に必要数を配置する必要がある。

- 一定の研修受講者は、基準緩和型訪問サービスのみ従事可、訪問介護・基準型訪問介護サービスには従事不可。

3. サービス提供責任者は、次のどちらかで配置

- ① 訪問介護・基準型訪問サービスと、基準緩和型訪問サービスのそれぞれの基準に従って配置する。
- ② 訪問介護・基準型訪問サービス、基準緩和型訪問サービスの利用者の合計数に応じて、サービス提供責任者の員数を算定して、訪問介護の基準で配置する。



(例) 訪問介護 利用者50人＋基準緩和型訪問サービスの利用者20人

- ① サービスごとのそれぞれの基準で配置する場合
サービス提供責任者(訪問介護・介護予防訪問介護サービス) 2人以上
サービス提供責任者(家事支援型訪問サービス) 1人以上
- ② 利用者の合計(70人)に応じてサービス提供責任者を配置→
訪問介護の基準によるサービス提供責任者(事業所全体) 2人以上

2 サービスの単価等

訪問型サービス

サービス種別	基準型訪問型サービス	基準緩和型訪問型サービス
単価	週1回程度 (月4回超) 266単位/回 1,168単位/月	週1回程度 (月4回超) 245単位/回 1,062単位/月
	週2回程度 (月8回超) 270単位/回 2,335単位/月	週2回程度 (月8回超) 245単位/回 2,123単位/月
	週3回程度 (月12回超) 285単位/回 3,704単位/月	週3回程度 (月12回超) 256単位/回 3,367単位/月
	※ 週3回程度は、要支援2の 認定者のみ	※ 週3回程度は、要支援2の 認定者のみ

※ チェックリストによる事業対象者は、要支援1と同程度のサービス利用を想定

2 サービスの単価等

訪問型サービス

加 算	基準型訪問型サービス	基準緩和型訪問型サービス
初回加算	200単位/月	200単位/月
生活機能向上連携加算	100単位/月	なし
介護職員処遇改善加算	現行通り	現行通り

減 算	基準型訪問型サービス	基準緩和型訪問型サービス
介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置	× 70%	なし
事業所と同一建物の利用者等	× 90%	× 90%

3 事業者指定等

事業者指定について

指定を受けるサービス	事業者区分	指定手続	指定申請時期
訪問型サービス	平成27年3月31日において介護予防訪問介護の指定を受けていた事業者 (みなし指定の対象であった事業所)	みなし指定の期間終了の為、新たに南あわじ市の指定を受ける必要あり	平成30年 2月初旬～ 2月中旬を予定 (時期が近づいてきた時点で案内を差し上げます)
	平成27年4月1日以降に介護予防訪問介護の指定を受けた事業所 (みなし指定の対象ではない事業所)	既に指定を行っているため新たな指定申請は不要	

3 事業者指定等

事業者指定について

- 指定申請の様式等は南あわじ市ホームページよりダウンロードしていただけます。
- 基準緩和型訪問サービスについては、現在の申請書では申請が出来ません。2月以降新たな申請書を掲載する予定です。
- アドレス↓

<http://www.city.minamiawaji.hyogo.jp/soshiki/choujyu/sougoujigyou.html>

平成30年度以降のサービスコードについて

(1) 訪問型サービスの場合

サービス種類コード	サービス種類名
A2	基準型訪問サービス (現行相当サービス)
A3 (予定)	基準緩和型訪問サービス

(2) 通所型サービスの場合

サービス種類コード	サービス種類名
A6	基準型通所サービス (現行相当サービス)

平成30年4月以降、A1(訪問型サービス(みなし))、A5(通所型サービス(みなし))は使用できなくなります。

※平成30年3月頃にアップする「総合事業サービスコード単位数表マスタ(CSV)」を市ホームページからダウンロードし、各事業所で使用している請求ソフトに取り込んでください。

訪問型サービス 指定申請書類①

	添付書類	様式の有無	申請者 確認欄	備考
1	南あわじ市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定（更新）申請書	様式第1号		
2	訪問型サービス事業所の指定に係る記載事項	付表1		
3	介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書	参考様式8		
4	介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表	参考様式9		
5	サービス提供責任者一覧	参考様式10		サービス提供責任者が3名以上の場合のみ提出
6	兵庫県発行の介護予防訪問介護指定通知書の写し			

訪問型サービス 指定申請書類②

7	申請者の定款、寄附行為等及びその登記簿謄本又は 条例等			<p>平成 29 年 3 月 31 日 までに訪問介護の指 定を兵庫県から受け ている事業者は、7 ～15 の書類は提出不 要。</p> <p>平成 29 年 4 月 1 日 以降に訪問介護の指 定を兵庫県から受け る事業者は、兵庫県 へ提出した 7～15 の添 付書類写しを提出。</p> <p>平成 29 年 4 月 1 日 以降に総合事業のみ の指定を南あわじ市 から受けする事業者 は、7～15 の添付書 類を提出。</p>
8	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	参考様式 1		
9	管理者の経歴書	参考様式 2		
10	サービス提供責任者（訪問事業責任者）の経歴	参考様式 2		
11	平面図	参考様式 3		
12	運営規程（料金表を含む。）			
13	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の 概要	参考様式 5		
14	当該申請に係る資産の状況			
15	誓約書	参考様式 7		
16	その他	指定権者が必要とする書類		

平成30年度に向けての予定

時期	予定
平成29年12月	・訪問介護事業所・通所介護事業所事業所説明会
平成30年1月	・平成30年度制度変更に伴う利用者周知用のチラシを作成。配布予定。
平成30年2月	・総合事業実施事業所として 訪問・通所事業所の事業所指定申請受付開始
平成30年2月～3月	・総合事業 事業所の国保連への登録 ・新サービスコードの国保連への登録
平成30年3月末	・ケアシティ使用期限終了 (3月中に新システム使用説明会を実施予定)
平成30年4月	・チェックリストによる事業対象者の認定開始 ・平成30年度の総合事業についての制度周知(広報) ・新地域包括支援センターシステム稼働開始
平成30年5月	・4月サービス分請求(新コード使用による請求開始)